

# 公益社団法人会津坂下地方広域シルバー人材センター

## 会員互助会会則

第1条 本会は公益会津坂下地方広域シルバー人材センター（以下「センター」という。）の正会員（以下「会員」という。）をもって組織し、会員の親睦並びに相互共助をはかり、センターの発展に寄与することを目的とする。

第2条 本会の事務所は、センター事務所内に置く。

第3条 本会は、つぎの事業を行うものとする。

2 会員の福利・厚生に関すること。

3 会員の慶弔に関すること。

4 その他必要と認めた事業。

第4条 本会に次の役員をおく。

会長 1名

副会長 2名（理事1名含む）

幹事 6名

監事 2名

2 幹事及び監事は、総会において会員から選出する。

3 会長はセンターの理事長とし、副会長は幹事の互選とする。

4 庶務会計は1名とし、会長が委嘱する。

第5条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 定期総会は、年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 幹事会は、必要の都度会長が召集する。

3 総会は、会員の過半数の出席をもって成立し、議長は出席した会員の中から選出する。議案は出席会員の過半数以上の賛成をもって議決する。

4 幹事会は、過半数の出席をもって成立し、議長は会長がこれにあたり、議案は出席幹事の過半数以上の賛成をもって議決する。

第7条 本会の会費は、年1,000円とする。

第8条 この会の運営費は、次にあげるものをもって構成する。

会費

助成金

寄付金

その他

第9条 慶弔は、次による。

(1) 会員が14日以上入院したとき。 見舞金 5,000円（当該年度1回限り）

(2) 会員が死亡したとき。 10,000円 及び 弔電

(3) 就業中に死亡したとき。 20,000円 及び 弔電

(4) 会員の慶事については幹事会において決める。但し新入会員で入会后6ヶ月以内及

び未就業者で1年以内の者は除く

第10条 会員の慰安・行事その他必要な事項については、幹事会において協議し、決定する。

第11条 本会の会計（事業）年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第12条 この会則の改廃は、幹事会の議決を経て総会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本会則は、平成12年5月30日から施行する。
- 2 互助会の設立当初の役員は、第4条第2項の会則にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第5条第1項にかかわらず、平成13年3月31日までとする。
- 3 互助会の設立当初の事業及び会計年度は、第11条の会則にかかわらず、設立の日から平成13年3月31日までとする。
- 4 互助会設立初年度の事業計画及び予算は、第11条の会則にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附 則

この会則は、平成17年6月3日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この会則の一部改正は、平成25年5月10日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この会則の一部改正は、平成27年6月2日から施行し、平成27年4月1日から適用する。